

審査基準

参加資格審査については、内容に応じて算出した点数(100点満点)を審査における評価点とする。
 技術提案審査については、審査委員の評価点の平均点(100点満点)を審査における評価点とする。
 参加資格審査の評価点及び技術提案審査の評価点の合計点(200点満点)の最も高い者を最優秀提案者(候補者)として選定する。評価点の合計点が同一の場合は、技術提案審査の評価点が高い者を上位者とする。

(1) 参加資格審査の審査基準

参加資格要件の確認を行うとともに、企業の技術力、配置予定技術者の状況を審査する。

審査項目		内容		配点	小計	
企業の技術力	設計件数	平成22年4月以降に受注した、国又は地方公共団体において、ホール(舞台含む)、講堂等の面積が300㎡以上の天井に係る設計業務の実績を評価する。		50点	60点	
	受賞実績	平成22年4月以降に官公庁等が行った表彰等の受賞実績を評価する。		10点		
配置予定技術者の状況	資格	資格を評価する。	主任技術者	建築	3点	40点
				構造	3点	
				電気	3点	
				機械	3点	
保有年数	管理技術者の一級建築士免許証の保有年数を評価する。		6点			
設計件数	平成22年4月以降に携わった設計業務の実績を評価する。	管理技術者		11点		
		建築担当主任技術者		11点		
合計点				100点		

◆企業の技術力

【設計件数】

平成22年4月以降に受注した、国又は地方公共団体において、ホール(舞台含む)、講堂等の面積が300㎡以上の天井に係る設計業務の実績に応じて次のとおり審査する。なお、設計の実績は新築及び増改築若しくは改修とし、公告日現在、設計業務が完了・引渡し済みのものに限る。

審査項目	審査の着目点	審査点	関係様式
設計件数	設計件数が5件以上	50点	様式4
	設計件数が4件	40点	
	設計件数が3件	30点	
	設計件数が2件	20点	
	設計件数が1件	10点	
	設計件数が0件	0点	

【受賞実績】

平成22年4月以降に官公庁（国、地方公共団体）及び官公庁が構成員になっている協議会等から優良設計者の表彰あるいは建築コンクールの入賞等を受けた実績に応じて次のとおり審査する。なお、受賞した実績は新築及び増改築若しくは改修とし、公告日現在、施設が完了・引渡し済みのものに限る。

審査項目	審査の着目点	審査点	関係様式
受賞実績	受賞実績が2件以上	10点	様式5
	受賞実績が1件	5点	

◆配置予定技術者の状況

【資格】

配置予定技術者の資格を携わる立場に応じて次のとおり審査する。

審査項目	携わる立場	評価する技術者資格	審査点	関係様式
資格	管理技術者	一級建築士	—	様式6 6-1
		建築担当 主任技術者	一級建築士	
	二級建築士		1点	
	構造担当 主任技術者	構造設計一級建築士	3点	
		一級建築士	2点	
		二級建築士	1点	
	電気設備担当 主任技術者	設備設計一級建築士	3点	
		建築設備士、技術士、一級建築士	2点	
		二級建築士	1点	
	機械設備担当 主任技術者	設備設計一級建築士	3点	
		建築設備士、技術士、一級建築士	2点	
		二級建築士	1点	

※管理技術者及び建築担当主任技術者は、参加申込書提出企業に所属していること。

※構造、電気設備、機械設備担当の主任技術者に配置予定の者には、業務協力を求める他の設計事務所等（以下「協力事務所」という。）の技術者を配置することができる。

※配置予定技術者は、特段の理由がない限り業務契約後の変更を認めない。

【保有年数】

配置予定の管理技術者の一級建築士免許証の保有年数に応じて次のとおり審査する。

審査項目	審査の着目点	審査点	関係様式
保有年数	一級建築士取得後20年以上	6点	様式6 6-1
	一級建築士取得後10年以上20年未満	5点	
	一級建築士取得後10年未満	4点	

【設計件数】

配置予定の管理技術者及び建築担当主任技術者の平成22年4月以降に携わったホール（舞台含む）、講堂等の面積が300㎡以上の天井に係る設計業務の実績に応じて次のとおり審査する。なお、設計の実績は新築及び増改築若しくは改修とし、公告日現在、設計業務が完了・引渡し済みのものに限る。

審査項目	携わる立場	審査の着目点	審査点	関係様式
設計件数	管理技術者	設計件数が3件以上	11点	様式6 6-1
		設計件数が2件	8点	
		設計件数が1件	4点	
	建築担当 主任技術者	設計件数が3件以上	11点	
		設計件数が2件	8点	
		設計件数が1件	4点	

(2) 技術提案審査の審査基準

技術提案書の内容をもとに、本業務に対する設計者としての的確性、実現性を総合的に審査する。

審査項目	審査の着目点	配点	小計
課題1 施工方法に関する項目	提案工法の妥当性（安全性・耐久性・維持管理等）について	30点	100点
	音響性能への配慮について	20点	
課題2 工期に関する項目	全体工事期間及び工期短縮への配慮について	10点	
	各工種工程の整合性（改修手順等）について	10点	
課題3 その他の項目	提案工法の意匠性について	10点	
	改修費用及び維持管理費用の低コスト化について	20点	
合計点		100点	

◆技術提案の評価

審査委員が技術提案内容を5段階で評価する。評価点は、各審査委員の評価に応じて[配点×評価係数]で算出した合計点とし、全審査委員の平均点とする。

審査の着目点	各審査委員の評価				
	A	B	C	D	E
的確性、実現性の観点から総合的に判断する。	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
評価係数	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2

- ・的確性：各課題や参考資料などの与条件に整合する。
- ・実現性：課題内容に説得力があり、提案内容を裏付ける根拠などが明示されている。